

香川県報



第 4 号

平成 17 年

1月14日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則 (港 湾 課) 一

告 示

○字の区域に編入する旨の届出 (自治振興課) 三

○生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 三

○生活保護法の規定による指定医療機関を休止した旨の届出) 三

○生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定) 三

○生活保護法の規定による指定介護機関の事業所の名称等の変更の届出) 三

○生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出) 三

○介護保険法の規定による事業者の指定 (長寿社会対策課) 四

●海岸保全区域の指定 (水産課) 四

○大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（二件） (経営支援課) 五

○地籍調査の成果の認証 (農政課) 六

○土地改良事業の適否決定 (土地改良課) 六

○土地改良事業計画変更の適否決定) 七

○土地改良事業に係る換地計画の適否決定) 七

○開発行為に関する工事の完了（二件） (建築課) 七

○開発行為に関する工事（公共施設）の完了) 七

規 則

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

香川県港湾管理条例施行規則（昭和三十一年香川県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第十三条第一項に規定するタンカー油濁損害賠償保障契約若しくは同法第三十九条の四第一項に規定する一般船舶油濁損害賠償等保障契約が締結されていない日本国籍を有しない船舶（二千トンを超えるばら積み油を積載しない同法第二条第四号に規定するタンカー及び同条第四号の二に規定する一般船舶で総トン数が百トン未満のものを除く。）に係る許可の申請又は船舶の事故による損害賠償等に係る義務を正当な理由なく履行していない者からの許可の申請である場合

附 則

この規則は、平成十七年三月一日から施行する。

告 示

●香川県告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十七年一月十四日から編入する旨、満濃町長から届出があった。

平成十七年一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄

下 欄

<p>仲多度郡満濃町大字岸上字池下</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字岡谷一三六九の二、一三七四の二、一三七四の三、一三七五の二、一三七五の三、一三七六の二、一三七六の三、一三七七の二、一三七七の三、一三七八の二、一三八三の二、一三八四の二、一三八五の四、一三八九の三、一三九〇の二、一三九一の二、一三九一の乙及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の一部並びに字岡谷一三八五の一、一三八五の二、一三八八に隣接する道路である町有地の一部</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字池</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字池奥一五二七の一部、一六三八の五八</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字大谷</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字池奥一六三八の八、一六三八の一六、一六三八の四一から一六三八の四四まで、一六三八の五〇、一六三八の五九に隣接する道路である町有地の一部</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字字戸</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字字戸一四八〇の二及びこれに隣接する道路・水路である町有地の全部並びに字字戸一六四二に隣接する道路である町有地の一部</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字字</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字大谷一三三二の七から一三三二の九まで</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字字</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字字大谷一三三二の一、一三三二の五、一三三二の六及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字字</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字字大谷一三三二の一、一三三二の五、一三三二の六及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の全部</p>
<p>仲多度郡満濃町大字岸上字寺山</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字岡谷一三三七の七、一三四九の二、一三四九の五、一三五〇の二、一三五〇の三、一三五八の二、一三五八の三、一三五九の二、一三五九の四、一三六一の二、一三六一の三、一三六六の二、一三六六の三、一三六七の二、一三六七の三、一三六八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の一部並びに字岡谷一三五〇の一、一三五三の一、一三五三の二、一三五四、一三五六に隣接する水路である町有地の一部</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字字戸</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字池下一二四一、一二四二の一、一七三八の二に隣接する道路である町有地の全部</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字大谷</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字寺山一六六八の二及びこれに隣接する水路である国有地の全部並びに字寺山一二六六、一二六七、一二六八の一、一二七一の一、一二七一の二、一七五〇に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字池奥</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字字戸一六四一、一六四二、一六四四の一、一六四五の一、一六四五の三、一六四五の四、一六四六の一、一六四六の七、一六四九の一、一六四九の三に隣接する道路である町有地の一部</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字字</p>	<p>仲多度郡満濃町大字岸上字池下一二二四、一二二五の一、一二二六の一から一二二六の三まで、一七三〇の六三、一七三〇の六四、一七三〇の六六、一七三〇の六八から一七三〇の七一まで、一七三〇の七三、一七三〇の九六、一七三〇の九七、一七三〇の九九、一七三〇の一〇五、一七三〇の一〇六、一七三〇の一〇九に隣接する道路・水路である町有地の一部</p>				

備考 右記地番は、平成十六年八月四日現在の登記簿による。

●香川県告示第十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション	
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
平成一六、一一、二六	香川町	香川郡香川町大字川東上二八六五番地一三	香川町訪問看護ステーション	香川郡香川町大字浅野一五五六番地一

●香川県告示第十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があった。

平成十七年一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休止年月日	名称	所在地
平成一六、九、三	医療法人社団にしもん小児科医院	丸亀市大手町一丁目四番二五号

●香川県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、九、一二	介護老人保健施設 リリック・ケアセンター 東かがわ市湊水入一八六七―二	社会福祉法人瑞祥会 東かがわ市白鳥二九八四番地	通所リハビリテーション 短期入所療養介護

●香川県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	事業所（施設）の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
	変更前	変更後		
平成一六、一一、一五	医療法人社団 健成会河田病院 観音寺市観音寺町甲五〇五番地	医療法人社団 健成会河田病院 観音寺市茂木町五丁目五番三三二号	医療法人社団 健成会河田病院 観音寺市茂木町五丁目五番三三二号	訪問看護 居宅療養管理指導 介護療養型医療施設
平成一六、一一、一五	大平産婦人科医院 観音寺市観音寺町甲七六一番地	大平産婦人科医院 観音寺市茂木町四丁目六番一六号	大平繁夫 観音寺市茂木町四丁目六番一六号	居宅療養管理指導 介護療養型医療施設

平成一六、一一、一五	特別養護老人ホーム豊恩荘 観音寺市観音寺町甲七五七番地一	特別養護老人ホーム豊恩荘 観音寺市茂木町四丁目六番二号	社会福祉法人繁永会 観音寺市茂木町四丁目六番二号	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
------------	------------------------------	-----------------------------	--------------------------	-------------------

●香川県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、一一、三〇	丸亀市通町一二番地一	丸亀市通町一二番地一	居宅療養管理指導
平成一六、一〇、三〇	長尾歯科医院 綾歌郡綾歌町栗熊東七四六の二	長尾千津子 綾歌郡綾歌町栗熊東七四六の二	居宅療養管理指導
平成一六、一一、三〇	宇多津調剤薬局 綾歌郡宇多津町大字東分四九―三六	守家昭良 綾歌郡宇多津町大字東分四九―三六	居宅療養管理指導

●香川県告示第十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十七年一月十四日	香川県知事 真 鍋 武 紀			
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七七〇一 〇三四三四	介護付有料老人ホームロイヤルケア高松 高松市福岡町四丁目二八番三〇号	株式会社シニアライフ アシスト 代表取締役 葛西和久 高松市福岡町四丁目二八番三〇号	平成十七年一月一日	特定施設入所者生活介護
三七七〇一 〇三四四二	ロイヤルケア高松デイサービスセンター 高松市福岡町四丁目二八番三〇号	株式会社シニアライフ アシスト 代表取締役 葛西和久 高松市福岡町四丁目二八番三〇号	〃	通所介護
三七七〇七 〇〇一五五	デイサービスみなみ 東かがわ市横内三〇四番地五	有限会社東かがわ福祉会 代表取締役 南原茂夫 東かがわ市横内六二五番地一	平成十七年一月五日	〃

●香川県告示第十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成十七年一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海岸保全区域
燧灘沿岸	伊吹漁港	伊吹漁港海岸（北浦地区）	一 指定場所 観音寺市伊吹町字多中元、字北向山地 二 指定区域

基点一、基点二、基点三、基点四、基点五、基点六、基点七、基点八、基点九、基点一〇、基点一一、補助点四、補助点三、補助点二、補助点一、基点一を順次に直線で結んだ線で囲まれた区域

三 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。）

- 基点一 観音寺市伊吹町字上滝ノ宮一六五九番地の国土地理院二等三角点伊吹島（北緯三三度八分四・二九一八秒、東経一三三度三一分四〇・四九七二秒）から一一〇度三五分一〇秒、九一四・二六メートルの地点
- 基点二 基点一から一六四度二六分、八・七メートルの地点
- 基点三 基点二から七七度四二分、二三・一メートルの地点
- 基点四 基点三から七〇度一四分、二〇・四メートルの地点
- 基点五 基点四から五七度三二分、二四・九メートルの地点
- 基点六 基点五から五八度二一分、二三・八メートルの地点
- 基点七 基点六から六三度四四分、二〇・一メートルの地点
- 基点八 基点七から五〇度三六分、五三・四メートルの地点
- 基点九 基点八から五八度一四分、二八・〇メートルの地点
- 基点一〇 基点九から六三度五六分、六・〇メートルの地点
- 基点一一 基点一〇から三二八度四九分、八・九メートルの地点
- 補助点一 基点二から三四四度一二分、三五・〇メートルの地点

補助点二 基点四から三二五度四一分、三五・〇メートルの地点

補助点三 基点八から三二九度一四分、三五・〇メートルの地点

補助点四 基点一〇から三二九度一四分、三五・〇メートルの地点

公 告

●香川県公告第二十九号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 意見の対象となった届出に係る公告
 平成十六年香川県公告第四百二十二号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
 パルティ・フジ志度西エリア さぬき市志度字花池尻二四四八番ほか
- 法第八条第一項の規定によりさぬき市から聴取した意見の概要
 意見なし
- 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - 意見書を提出した者
 さぬき市商工会
 - 意見の概要
 出店地は国道十一号線のバイパス的役割を持つ県道高松志度線沿いに位置し、周辺は志度グリーンタウン、県営住宅等々の大型集合住宅地域であり、また、志度小学校・中学校・高校等が立地する文教地域であることから、オープン時や休祭日のピーク時等において交通渋滞が発生し、周辺で営業している商業者及び住民の利便が損なわれる場合には、臨時駐車場の確保や誘導員の増員等による対策について配慮されたい。

また、周辺地域の生活環境を損なうおそれのある騒音防止に配慮するとともに、廃棄物等の保管、処理に関し適正な措置を講ずるとともに、環境美化に努められたい。

また、周辺地域の生活環境を損なうおそれのある騒音防止に配慮するとともに、環境美化に努められたい。

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市産業経済部商工観光課
- 2 縦覧期間
平成十七年一月十四日（金曜日）から同年二月十四日（月曜日）まで

- 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市産業経済部商工観光課
- 2 縦覧期間
平成十七年一月十四日（金曜日）から同年二月十四日（月曜日）まで

●香川県公告第三十号

●香川県公告第三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

仲多度郡満濃町の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

平成十七年一月十四日

平成十七年一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

一 調査を行った時期

- 一 平成十六年香川県公告第四百三十三号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
パルティ・フジ志度東エリア さぬき市志度字淵田尻二四二五番一ほか

- 二 成果の名称
- 1 仲多度郡満濃町地籍図
- 2 仲多度郡満濃町地籍簿

三 法第八条第一項の規定によりさぬき市から聴取した意見の概要

三 調査を行った地域

意見なし

大字岸上の一部

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

四 認証年月日

1 意見書を提出した者

●香川県公告第三十二号

さぬき市商工会

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、三豊郡山本町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 踊池地区）を行うことについて平成十七年一月四日適当と決定した。

出店地は国道十一号線のバイパス的役割を持つ県道高松志度線沿いに位置し、周辺は志度グリーンタウン、県営住宅等々の大型集合住宅地域であり、また、志度小学校・中学校・高校等が立地する文教地域であることから、オープン時や休祭日のピーク時等において交通渋滞が発生し、周辺で営業している事業者及び住民の利便が損なわれる場合には、臨時駐車場の確保や誘導員の増員等による対策について配慮されたい。

その関係書類を山本町産業振興課において平成十七年一月二十一日から同年二月十日まで縦覧に供する。

また、周辺地域の生活環境を損なうおそれのある騒音防止に配慮するとともに、廃棄物等の保管、処理に関し適正な措置を講ずるとともに、環境美化に努められたい。

また、周辺地域の生活環境を損なうおそれのある騒音防止に配慮するとともに、廃棄物等の保管、処理に関し適正な措置を講ずるとともに、環境美化に努められたい。

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、坂出市松山土地改良区が土地改良事業（基盤整備促進事業（ほ場整備事業）松山中村地区）計画を変更することについて平成十六年十二月二十四日適当と決定した。

その関係書類を坂出市環境経済部農林水産課において平成十七年一月二十日から同年二月十九日まで縦覧に供する。

平成十七年一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第一項の規定により、坂出市松山土地改良区の土地改良事業（基盤整備促進事業（区画整理事業）松山中村地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を坂出市環境経済部農林水産課において平成十七年一月二十日から同年二月九日まで縦覧に供する。

平成十七年一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市中府町一丁目五九―二、五九―三及び五九―四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市今里町二丁目二番一九号

大和工商リース株式会社高松支店 支店長 草薙直樹

●香川県公告第三十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第

三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市加茂町字下所一六三―一〇、一六三―三二及び同地先水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂出市林田町一九九三―六

株式会社レオックス 代表取締役 藤井徳志郎

●香川県公告第三十七号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

坂出市加茂町字下所一六三―一〇、一六三―三二及び同地先水路

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長一〇三・五六メートル）

坂出市加茂町字下所一六三―一〇の一部、一六三―三二の一部及び同地先水路

2 公園

公園（面積一〇三・九五平方メートル）

坂出市加茂町字下所一六三―三二の一部

2 排水施設

排水管（直径三〇〇ミリメートル、延長八〇・〇〇メートル）

坂出市加茂町字下所一六三―一〇の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

坂出市林田町一九九三―六

株式会社レオックス 代表取締役 藤井徳志郎

平成十七年一月十四日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています